

経済産業省原子力安全保安院による意見聴取会開催に関する抗議文

経済産業大臣 甘利 明 様

2007年7月9日

柏崎原発反対地元三団体
プルサーマルを考える柏崎刈羽市民ネットワーク
みどりと反プルサーマル新潟県連絡会
飯塚晴紀 桑山史子 高橋新一 矢部忠夫 近藤容人
武本和幸 金子貞男 北岡逸人 鈴木一枝

「東京電力柏崎刈羽原発3号機 MOX 燃料輸入燃料体合格証交付処分に対する異議申立に係る意見聴取会の開催について」の6月4日付けの案内が、本件の異議申立人である当方9名に送付された（上記案内の6月6日付け関係施行規則の訂正文も後日送付された）。

今回の意見聴取会開催に係る当方による異議申立は、6年前の2001年4月23日になされたものであり、今回の意見聴取会の案内は「何を今更」の感がぬぐえない。

総務省による本府省庁等19機関を対象とした、「行政不服審査法等の施行状況に関する調査結果(平成17年度)」によると、異議申立ての処理期間は3ヶ月以内が82.8%であり、1年超は6.6%に過ぎなかった。当方が総務省の担当者に問い合わせたところ、本件のように6年以上も経過しての意見聴取会は、非常にまれな事例とのことであった。

しかし、今回の甘利大臣名で捺印された意見聴取会の案内には、こうした例外的な遅延に関する何らの釈明やお詫び等の文言は一切記載されていなかった。

当方が異議申立てしてから6年以上も経過して突然、一方的に意見聴取会の開催期日を定めて、「経済産業省まで来て異議申立ての意見を述べたいなら述べよ、6月28日までに参加希望の連絡が無ければ意見は聞かない、来ても異議申立人の意見を一方的に聞きおろすだけで、異議申立に関する結果は後日文章を送付する」というのでは失礼で非常識でないか。

こうした案内を異議申立人に対して送付した経済産業省は、失礼であり、社会通念上の常識を弁えないお粗末な体質といわざるをえない。そのために、電力会社等の不祥事や事件を告発があるまで見逃したり、社会常識と乖離した甘い処分で電力会社等を許す結果となっていたりするのではないかと腹立たしく思っている。

そもそも、6年前の異議申立内容で問題としたMOX燃料を製造した、ベルギーのベルゴニュークリア社（以降ベルゴ社とする）のMOX燃料工場は、2006年8月15日にMOX燃料の製造を終了し閉鎖が決まっている。さらには、東京電力等の度重なる不祥事や臨界事故隠ぺい等の事件発覚により、東京電力は原発に係る重要な安全管理データを、管理ソフトを改造までして改ざんしたり、重大な不正や事故を隠すために政府の規制担当者を、平然と欺いたりする会社であることも周知の事実であり、東電のみならず国の信頼は地に

落ちている。

そして、当方が異議申立をしたすぐ後の 2001 年 5 月 27 日には、刈羽村のプルサーマル住民投票によりプルサーマル反対の民意が示されたし、翌 2002 年 8 月 29 日には告発で発覚した東電のひび割れ隠し事件等により、新潟県・柏崎市・刈羽村のプルサーマル事前了解は白紙撤回された。さらには、東京電力は本年公表したプルトニウム利用計画に、地元などの信頼が失われているため、具体的なプルサーマル実施原発名の明記を避けざるをえなかった。こうした東電の対応に対して新潟県・柏崎市などは、今もプルサーマル議論以前の段階であり、プルトニウム利用計画を公表したこと自体を遺憾であるとしている。

当時、東電は政府による MOX 燃料輸入燃料体の合格処分が出る前の 2001 年 3 月 24 日に、海難事故や核ジャックの危険から関係国の政府や市民団体らの、強い反対・抗議の声を押し切って、柏崎刈羽原発にベルゴ社製 MOX 燃料を無理やり運び入れた。それに対して地元自治体や議会などは、MOX 燃料の品質管理データを改ざんした、BNFL 事件のような不正が疑われるため、ベルゴ社製 MOX 燃料のデータ公開を求めた。だが、当時の政府は「ベルゴ社の競争上の地位を害するおそれがあり、東京電力にデータ開示を求めない」と対応し、一方的に東電側の利益を優遇し信頼できる会社であると擁護した。

以上、当時の通産省が MOX 燃料を東電が輸入してしまった後に出した合格処分の、大前提となる状況や条件はもはや大きく喪失・変更されている。加えて、あの MOX 燃料は製造後 6 年以上も経過しており、それほど製造後に年数が経過した MOX 燃料の利用など認められない。今さら、新品を前提とした輸入燃料である MOX 燃料の合格処分の妥当性など、空虚で意味のない議論のための議論に過ぎない。こうした問題意識と適切な状況判断が無いままに、当たり前のように意見聴取会を開催しようとするのは、行政の怠慢の悪事例の一つであり、税金の無駄以外の何ものでもない。

最近でも保安院の電力会社擁護の問題体質が露呈する度に、原子力規制部門の経済産業省よりの分離独立の必要性が、各方面から強く指摘されている状況だ。

今の法制度の枠内でも対審的な対応や、第三者機関の活用は十分可能で、今回のように合格とした当事者と同様な人たちが聴取し、審議過程や内容の詳細が公開されない、聞き置くだけになるだろう意見聴取会など、現在の行政不服審査制度の問題事例そのものだ。

よって、経済産業省はこのような意見聴取会を開催するよりも、当事通産省が出した安易な合格処分の妥当性を自ら見直し、合格処分の取消を東電に通知するのが正当である。

当方は、そのようにして、すでに異議申立の根拠が喪失したとの通知であれば、喜んで送って頂くことを希望する旨を最後に申し添え、本抗議文を締めくくるものとする。

以上